

# 危機管理会議

日時：平成24年12月6日（木）9:30～

場所：県庁4階405会議室

## 協議事項

- 1 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関する対応について

## 北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射事案に関する対応方針

北朝鮮による発射通告 : 12月10日(月)～22日(土) 7:00～12:00

1 発射に備えた危機管理体制の整備

## (1) 情報収集体制の確保

- 発射が確認されるまでの間、危機管理部職員(衛視含む)による24時間待機体制を確保し、国からの情報伝達に備える。
- 北朝鮮から通告のあった12月10日(月)～22日(土)7:00～12:00の間、発射を市町村等関係機関へ情報伝達が即時に実施できる体制を確保。

## (2) 市町村・消防機関への体制整備の依頼(文書にて依頼済み(12/4危209号))

- ・防災行政無線FAX、Em-Netの受領体制の確保。  
・一刻を争う住民への直接の警報の伝達を行う場合に備えたJ-ALERTの受信体制の確保
- 市町村担当職員のすだちくんメールによる情報伝達・受領確認体制の確保

## (3) 県民への情報提供

- 危機管理会議の開催結果等、県の取組みを県ホームページ「安心とくしま」により県民に対する情報提供。

2 発射された場合の対応

## (1) 発射に係る情報伝達

- 庁内、危機管理会議メンバーへの情報伝達
- 市町村及び消防機関への情報伝達及び受領確認
- 指定地方公共機関への情報伝達

※ 国からの正式な情報がない場合でも、マスコミ報道等により、ミサイル発射に係る情報を入手した場合には、出所を明らかにして、市町村へすだちくんメールによる情報伝達を実施

## (2) 県民への情報提供

- 県ホームページ「安心とくしま」を通じて情報提供

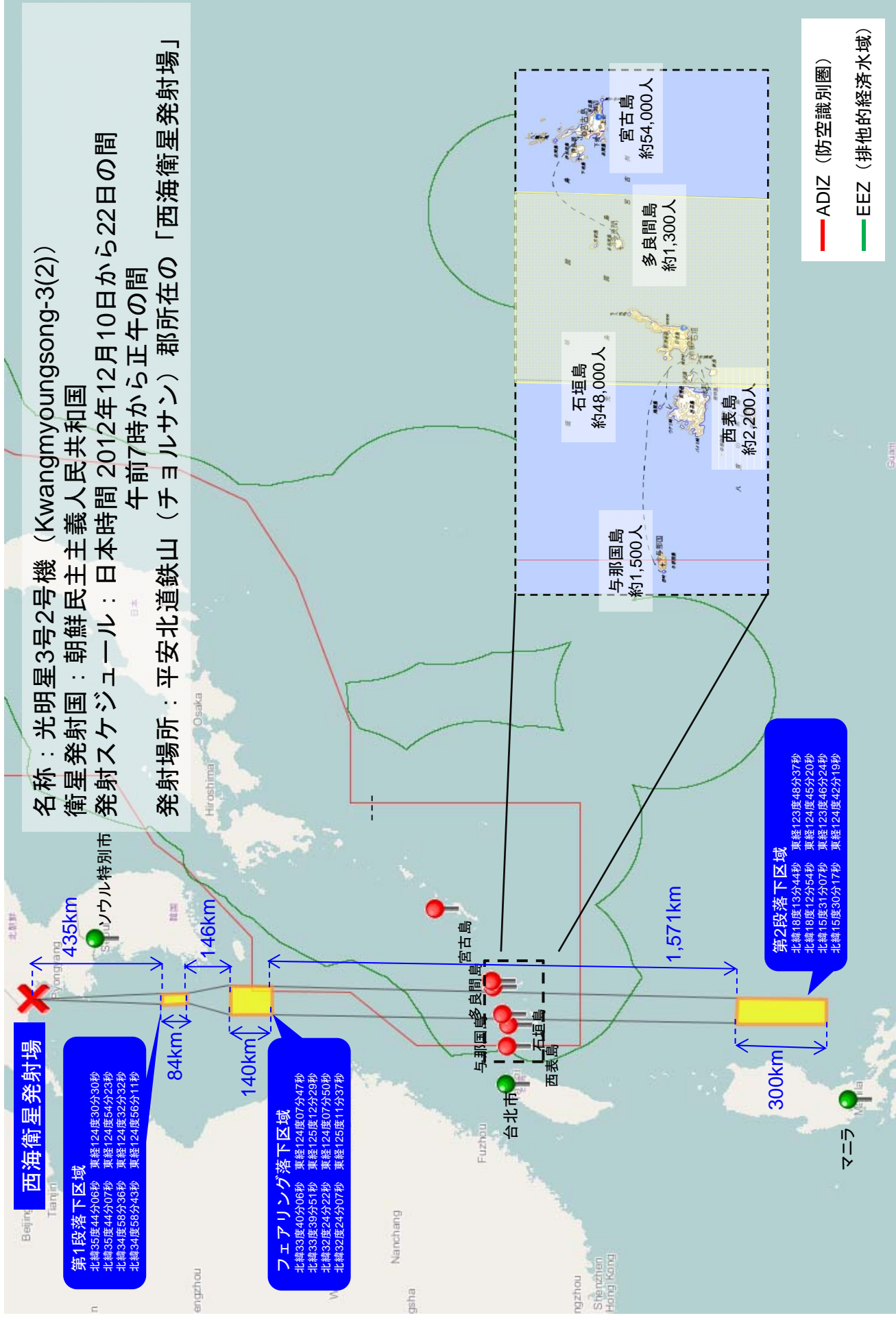
## (3) 危機管理会議の招集・開催

- 本県への影響の有無にかかわらず、発射状況やその影響(本県関係の漁船への影響を含む)が判明した後、速やかに、危機管理会議を招集・開催。

## (4) 万一、県内に落下した場合の対応

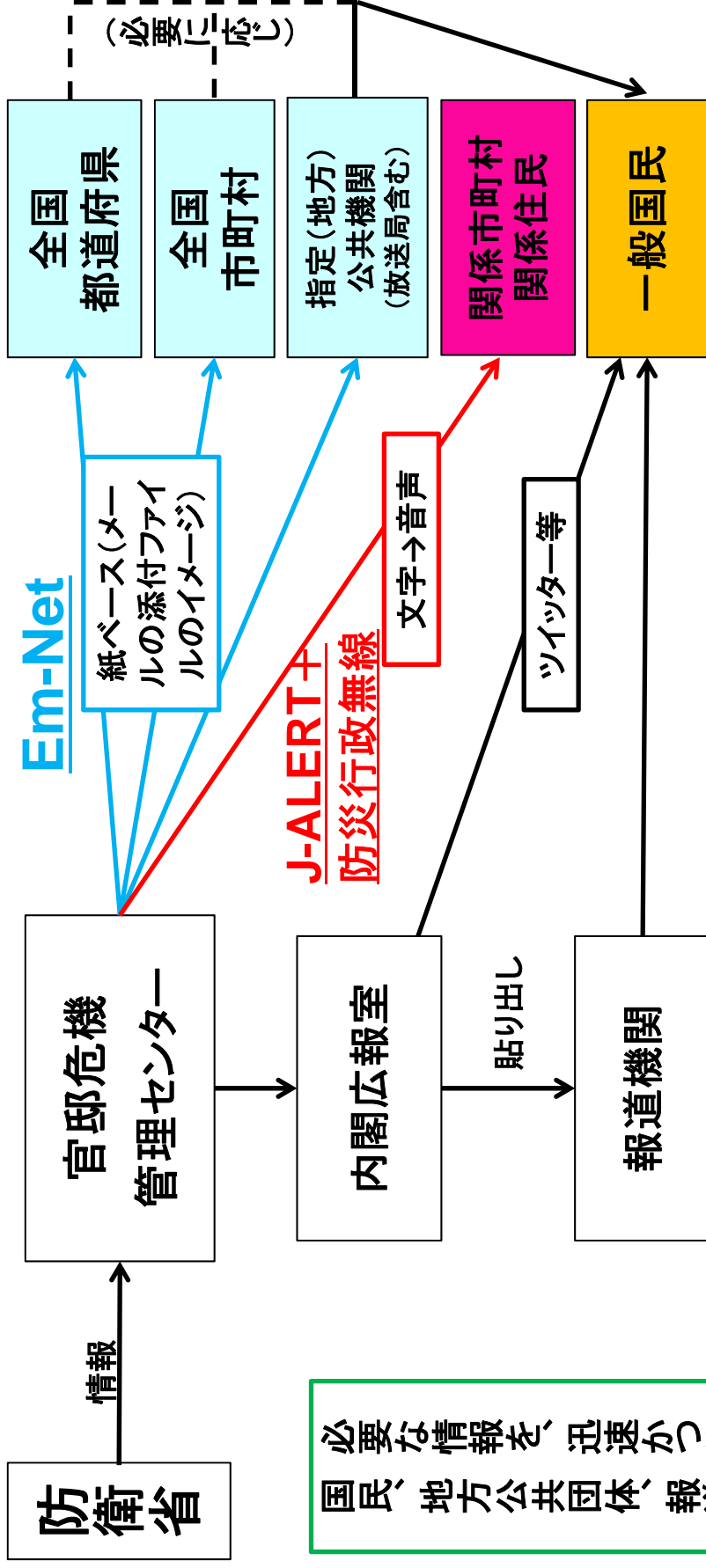
- 県内に落下した(可能性を含む)との情報を入手した場合には、直ちに、知事を本部長とする危機管理対策本部を設置し、必要な措置を実施するものとする。

# 北朝鮮「地球観測衛星」発表に関するIMOへの通報概要



# 国民・自治体等への情報提供

## 【発射直後の国民・自治体・報道機関等への情報伝達経路】



必要な情報を、迅速かつ的確に、  
国民、地方公共団体、報道機関等に伝達

※各指定行政機関(各省庁)には、Em-Net及びFAX送付  
 ※都道府県及び市町村には、Em-Netの他、消防庁から都道府県を通じFAX送付  
 ※Em-Net整備率： 都道府県100%、市町村99.9%、指定公共機関88%、指定地方公共機関  
 (運用開始24年3月)25%(24.12.01現在)  
 ※J-ALERT導入率： 受信機運用市町村98.7%、自動起動市町村69.9%(24.6.1現在)